

大分労発基 1002 第 1 号  
令和 2 年 10 月 2 日

各業界団体の長 殿

大分労働局長



大分県最低賃金の周知に係る協力依頼について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、大分県最低賃金（地域別最低賃金）は、時間額 792 円に改正され、令和 2 年 10 月 1 日に発効しました。

最低賃金の履行確保は、労働者の労働条件の改善や生活の安定のために欠くことのできな  
いものであることから、当局におきましては、県内全域の事業場及び労働者への周知に全力  
を挙げて取り組んでいるところです。

つきましては、同封したポスターの掲示、貴職発行の広報誌（紙）・ホームページへの記  
事の掲載等、改正された最低賃金の周知広報について、特段の御配慮を賜りますようお願い  
申し上げます。

なお、誠に恐縮ではございますが、広報誌等に掲載下さった場合は、その広報誌等（表紙  
並びに掲載箇所）を下記担当まで、郵送又はファクシミリにより御送付下さるよう併せてお  
願い申し上げます。

また、「働き方改革推進支援センター」のリーフレット、最低賃金の引上げの影響が大き  
い中小企業への支援制度である「業務改善助成金」等のリーフレットを同封しておりますの  
で、傘下事業場等に周知下さいますよう併せてお願い申し上げます。

【最低賃金関係担当】

大分労働局労働基準部

賃金室 幡手、金丸

〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号

（大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階）

TEL：097-536-3215

FAX：097-537-7422

（働き方改革、助成金に関するお問合せは各リ  
ーフレットの連絡先あてにお願い致します）